

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：35309

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2019

課題番号：16K13449

研究課題名(和文)社会福祉内発的発展論を用いた地域福祉としての社会起業論の座標に関する萌芽的研究

研究課題名(英文) Study of the portent on coordinate of the social company theory as the community-based welfare using the social welfare endogenous development theory

研究代表者

直島 克樹 (NAOSHIMA, Katsuki)

川崎医療福祉大学・医療福祉学部・講師

研究者番号：70515832

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、地域福祉としての社会起業論が持つべき座標を明らかにするため、地域福祉の源流との関連性を理論的に明らかにし、実際の社会的企業に対して調査をおこなった。結果として、以下の からの知見が明らかとなった。

社会起業は、権利を取り戻す地域福祉のアクション性を担保する「新たな社会参加」の形態であること、経済活動を伴う社会起業では、コミュニケーションを生成する「関わり合いの経済」が求められること、社会起業は「オイコス」(集い場・居場所)として、地域の内発的発展と地域福祉の変革の起点となること、そして、「雇用による生活保障と地域活動への参加の相補性」である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、地域福祉が人々や地域の権利を取り戻す取り組みの一つとして、社会起業を位置付けていくべきことを明らかにし、その際の座標となるべきいくつかの視点を、理論的かつ実証的に検討し、明らかにすることができた。特に、地域福祉として、生活保障と地域活動の参加を組み合わせるべきという知見は、地域福祉として労働を創出していくべきことが、これまでの地域福祉活動に求められることを提起しているとも言える。また、社会福祉内発的発展論を一つの枠組みとして、社会的企業を様々な人々が集うオイコスと位置づける可能性を見出したことは、停滞する社会福祉理論研究において、今後の展開を拓く新しい一歩になると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I clarified association with the source of the community-based welfare theoretically to clarify the coordinate which a social company theory as the community-based welfare should have and investigated it for the social company of the fact.

The social company being a form of "the new social participation" to secure action characteristics of the community-based welfare to regain a right, "The economy of the relationship" to generate communication by the social company with economic activities being demanded, The social company become the starting point of local endogenous development and the change of the community-based welfare as "oikos" (gathering ground, place to stay), and it is Complementarity of the participation in life security and local action by the employment.

研究分野：社会福祉学

キーワード：地域福祉 社会起業 社会的企業 社会福祉内発的発展論 権利の回復 オイコス 労働・雇用 関わり合いの経済

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

社会福祉において地域福祉の推進が政策的にも位置付けられ、強く推進されている中で、社会的企業による取り組みが活発化し、関心を集めている。研究代表者でもある直島は、社会福祉に関する理論を再考する中で岡村理論に着目し、地域福祉の推進に伴う動的な原理を検討する必要性を提起していた(直島克樹(2012)「新たな社会福祉理論の構築に向けた基礎的研究 岡村理論の再検討からの考察」右田紀久恵・白澤政和監修、松本英孝他編著『岡村理論の継承と展開 第1巻 社会福祉原理理論』ミネルヴァ書房、pp.46-68.)。加えて、従来までの社会福祉・地域福祉における行政や民間の役割等に対する公私関係に着目し、相補性の原理の必要性を、地域福祉における社会起業の展開から考察していた。

地域福祉における社会起業については、例えば共同研究者である柴田が指摘しているように、「地域福祉における社会起業とは、その起業の側面を通じて、実は、住民の社会参加・社会貢献を事業化して提供すること、支援を必要とする当事者の就労及び雇用という形での新たな社会参加・社会貢献の場を創出する」ものである(柴田学(2011)「日本における社会起業論を再考する 地域福祉への新たな視座を求めて」『Human Welfare』3(1)、pp.91-105.)。この社会起業が地域福祉において求められた背景には、従来の地域福祉が前提としてきた地域社会そのものの衰退があり、地域再生ないし開発に対しても、地域福祉として取り組んでいかなければならないという点も指摘されていた(牧里毎治(2013)「人と環境のインターフェイスに介入する実践理論研究：社会福祉における「まち」概念再考(特集東日本大震災後の社会福祉と「まち」づくり：求められる新基軸)『社会福祉研究』= Socialwelfarestudies(117) pp.19-25.)。

一方で、これまで社会起業ないし社会的企業が社会福祉・地域福祉の中で言及される際、世界や日本の福祉国家の変遷、サードセクターなどの大きな枠組みの議論として語られることが多く、必ずしも従来までの地域福祉等の取り組みや理論と関連付けられて論じられることはほとんどなかった。また、既存の社会的企業としての地域福祉実践活動が、これからの社会福祉・地域福祉に対してもたらず実践的かつ理論的意義について検討されるまでには至っていなかった。加えて、労働を伴う社会的企業の取り組みが、様々な生活課題を生み出している市場論理に対して持つ意義について、地域福祉との関連で考察されることもなかった。

そのような点から考えて、地域福祉としての社会起業、社会的企業をこれまでの地域福祉実践と関連させてどう理論的に位置付けていくか、そのことを既存の社会的企業の取り組みから実証的に示すことが出来るかが問われていた。また、地域福祉として今後の社会起業の展開を進めていく上で、その指標となる社会福祉の理論的背景には何を位置付けていくべきなのかを検討していくことが必要であった。

2. 研究の目的

以上のような背景を踏まえ、本研究では、社会福祉学の立場から、近年様々な領域から注目を集めている社会起業論について理論的かつ実証的に問い直し、地域福祉としてあるべき社会起業論の座標を構築していくことを目的としている。実際、社会起業と社会福祉理論の結びつきに関する取り組みは行われておらず、そのことが地域福祉における社会起業の座標を見失わせているとも考えられる。

社会起業の一つの特徴は、実施主体としての社会的企業による実践のプロセスが、生活にとって必要不可欠な様々な権利の回復を図っていくことにある。そのためには、社会的企業が、地域の経済や文化、そして政治に対しても積極的に関与し、地域そのものの再生や開発、そして福祉的課題等の解決を事業として進めていかなければならない。経済や文化、そして政治にまで働きかけ、地域の変革と地域福祉の開発を同時に進めなければならぬと理論的に提起していたのが、高田眞治による社会福祉内発的発展論であった(高田眞治(2003)『社会福祉内発的発展論 - これからの社会福祉原論』ミネルヴァ書房)。本研究では、この高田の理論に軸に考察を展開していきたいと考えている。

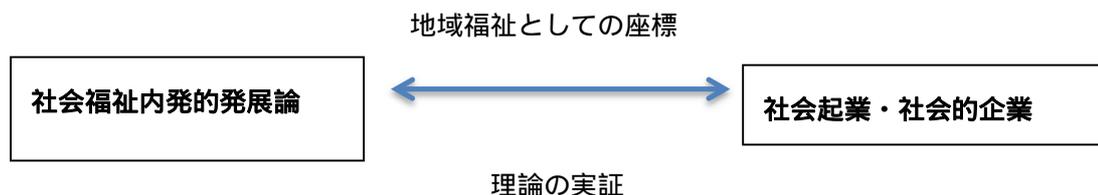
同時に、社会起業に焦点を当てていく本研究において、例えば行政とのパートナーシップあるいは協働は重要な原理の一つである。このパートナーシップは、一般的には行政や社会的企業が長所と短所を補い合うことによって社会的課題を解決していく意味で用いられることが多い。しかしながら、地域福祉の立場に立った時、そこには単なる補い合いには還元できない権利としての問題をみなければならない。

補い合い型は、行政の責任転嫁とも結びつく。社会福祉内発的発展論に依拠していく本研究では、補い合いのパートナーシップではなく、常に公的責任を問い直す、権利回復型のパートナーシップ原理を提案する。それは、常に行政を変革していく働きかけを行いながら、パートナーシップの形を常に作り直していく動的な原理の着想でもある。すなわち本研究では、社会的企業の事例を実証的に分析することにより、補い合い型から権利回復型のパートナーシップの存在を明らかにし、実現のための方法を提示することを目指していく。

そこで、地域の福祉課題の解決などに取り組む社会的企業に着目し、調査を行うことによって、地域福祉としての社会起業論の座標を、社会福祉内発的発展論を基に検討すると同時に、社会福祉内発的発展論を実証的に検討することによって、社会福祉理論のさらなる発展も狙うことが、本研究の重要な使命である。地域福祉における社会起業論は、学術的には未だ不明確のまま、局所的な事例の考察が進んでいる状態といえる。本研究では、社会起業の実際を、社会福祉内発的発展論の展開と照らし合わせて検証し、地域福祉における社会起業の位置付け

を明らかにすることを目的としているという点は、これまでの社会福祉学における社会起業研究にはない新たな試みである。特に、社会福祉内発的発展に着目している点は、社会福祉学においてもあまり注目されることのない、忘れられた理論をもう一度蘇らせることでもあり、社会福祉学における理論研究に、新たな息吹を吹き込むことも本研究の目的の一つである(図1)。

図1：地域福祉としての社会起業論の構築と社会福祉理論研究の進展



3. 研究の方法

本研究では、大きく分けて2つのパートから研究を進めていく。一つは、地域福祉としての社会起業論を検討する理論研究である。地域福祉として社会起業がどのように整理されているかの到達点を明らかにするとともに、地域福祉において社会起業が持つ意味を論理的に導いていく。そのためには、なぜ社会福祉学において地域福祉が必要なのかを検討することが必要であり、地域福祉が持つ意義を先行研究等から再考することによって、社会起業アプローチが持つべき原理等を明らかにしていく。

また、本研究では、社会起業の実践プロセスが、生活にとって必要不可欠な様々な権利の回復のために、経済・政治・文化に影響を与え、それが社会福祉・地域福祉政策や実践に発展的に還元されていることを実証的に示さなければならない。それゆえ、先進的とされる社会的企業の取り組みが、その地域の経済・政治・文化にどのような影響を与えその地域を変革したか、それによって地域福祉がどのように変わったかを示していくことを試みる。

本研究では、先行研究等も参考にしながら、社会的企業の特徴を、都市部および条件不利地域(中山間地域・離島等)において地域経済活動や生活維持が困難な中でも住民自身による事業活動を展開している事例(「住民組織モデル」)、商店街や商業スペースを活用しながら社会的包摂に取り組んでいる事例(「商業ベースモデル」)、市場経済において排除されがちな当事者(障害者・高齢者等)が事業運営に参加している事例(「当事者参加モデル」)の3つに予め設定することで、一定の考察の枠組みを持ち、検討を深めていくことを試みていく。具体的には、社会的企業の関係者に対するインタビューや参与観察などを行うことにより、より丁寧に対象とする社会的企業の取り組みを整理していく。

4. 研究成果

(1) 理論研究の成果

まず理論研究において、現在の社会福祉学における社会起業研究の動向を整理し、地域福祉がそもそも持っている原理から、地域福祉としての社会起業の在り方を提起していくため、「地域福祉としての社会起業論に関する考察 労働・権利回復への視点と社会福祉内発的発展論の再評価」と題して論文をまとめた。その要点は以下の3点になる。

第一に、地域福祉はその理論形成の歴史から、地域住民の組織化を通じた社会変革などの開発的な機能を持つが、社会的企業は、地域社会の変容に対応する新たな社会参加の形態としての役割を果たすことを明らかにした。すなわち、地域福祉の源流にはソーシャルアクションがあり、権利を取り戻すという視点が備わっていた。一方で、近年ではその原動力となっていた「地域性」が薄れ、情緒的な絆や関心などによる「連帯性」がコミュニティ形成の基盤となってきた。その中で、社会的企業は、地域の課題を解決する新たな参加の場を提供し、「連帯性」に基づく組織化を進めつつ、「地域性」をも取り戻す場となっているのである。

第二に、地域福祉と社会的企業との接点でもある労働への視点について、これまで地域福祉が働くという点に盲目的であったことへの反省と、働くことは権利の回復である一方、市場論理に飲み込まれることによって生じる再商品化を乗り越える論理の必要性が明らかとなった。その論理とは、生存への眼差しであり、存在の豊かさをつくり出す関係形成を重視したものであった。

そして第三に、社会的企業が地域の内発的発展を開発する主体となり、既存の経済や政治を問い、文化へ働きかけていくことによって社会福祉・地域福祉そのものの変革をも可能とする論理を備えていることが明らかとなった。このことは、地域福祉における社会起業論の研究を、社会福祉内発的発展論を枠組みとして進めていく有効性を見出したことであり、社会福祉学における理論研究にとっても、新たな展開への可能性を見出した。

(2) 実証的研究の成果 : 共同売店

この理論研究を踏まえ、地域福祉における社会起業の実証的研究として、1つは商業ベースとして2つの共同売店組織の取り組みを、もう一つは、当事者参加ベースとしてのNPOの取り

組みに着目し、それぞれにインタビュー調査や事例調査等を実施した。

日本において歴史的に展開されてきた共同売店に着目し、生活に必要な購買事業をベースとしながら、地域に雇用を生み出し、地域の福祉的課題にも向き合う取り組みを抽出・検討するため、「地域福祉としての社会起業の実践に関する一考察 - A 県共同売店の事例から - 」という題目で、日本地域福祉学会第 32 回大会にて研究発表を行った。

今回調査を実施した 2 つの共同売店は、そこに暮らす住民が自ら出資者となり、購買事業を代表者が管理運営している組織であった。両共同売店へのインタビュー調査並びに現地で調達したドキュメント資料から整理された情報は表 1 の通りである。

表 1：各共同売店の特徴

	共同売店B	共同売店C
組合員数(世帯数で表記:1世帯1株)	230世帯	164世帯
法人格	株式会社(2009年より)	みなし法人
役員構成	代表取締役社長(非常勤)1名 専務(店長)1名 理事7名(7班から各1名ずつ) 監事3名(地区から1名、外部から2名)	組合長(非常勤)1名 主任(常勤)1名※平成15年から空席 理事5名(5班から各1名ずつ) 監事3名
店員	5名(うち1名が店長)	4名(うち1名が店長)
売上高	約1億4,000万円(平成27年度現在)	約3,400万円(平成28年度現在)
意思決定(議決機関と執行機関)	株主総会年1回開催 理事会2ヶ月に1回開催	定期総会年1回開催 役員会1ヶ月に1回開催
高齢化率	48.10%	29.2%(自治会区全域の人口から算出しているが、売店Cが対象としている5班分の買出しは不可能)
主な事業	購買事業 民泊事業(観光協会とのタイアップ)	購買事業 賃貸業(建物の一部をサービスに貸与)
主な特徴	(1)居場所・情報拠点機能 (2)銀行的機能(現在は両替のみ) (3)高齢者への見守り機能 (4)地域のボランティア組織への助成(年間総額で60万円程度)および小中学生への島外遠征費用助成 (5)区外の利用者は準会員として登録可能 (6)年2回の利益配当(売り上げの1%※配当は準会員にも適応) (7)株式会社移行後も、1世帯1票の権限を維持(筆頭株主は存在しない)	(1)イートインスペースを活用した子どもの居場所づくり (2)サービスとの相乗効果 (3)ポイントカードによる還元(配当金は現在出していない) (4)過去には、集落内の体育施設へ300万円寄付(ファンドレイジング機能を果たしていた) (5)出資金は1口1,000円だが、株制限があり100口を超えてはいけない。
共通している事項	(1)地区の住民による共同出資型(住民参加型)の店舗経営が維持されている(地区の住民が正会員※共同売店B、組合員※共同売店C) (2)自治会とは別組織として運営 (3)公民館や集会所と併設または近隣に共同売店が設置されていること(機能集約→集積性※郵便局も近いなど) (4)ツケ払いが可能(共同売店Bは地区の正会員のみ※地区外の利用者は準会員として登録可能だがツケ払いは不可、共同売店Cは組合員のみ可) (5)雇用(パート含む)を生み出していること(個人事業主ではない共同出資型だからこそ生み出しやすい) (6)ファーマーズマーケットとしての役割があること (7)創設時に出資した世代と、若年層の世代における共同売店に対する思いのギャップ(若年層であればあるほど、自分たちのお店という意識が薄い) (8)区域外へ購買力が流れること(自動車移動、コンビニやスーパーへのアクセス、バイパス整備等の影響による) (9)過疎化の影響(乏しい需要と地域の生活必需品販売の両立維持のために、商品価格の高さも課題に)	

これら得られた内容において、キーとなるのが、購買事業をベースとした地域生活の拠かないし集い場としての文化・福祉的機能であった。共同売店という場があることで、コミュニケーションを生成し、そこから人の動きを地域の中に生み出す起点となっていた。それは単なる商品と貨幣の交換を超えた「商い」の意味を問い直すことでもある。同時に、地域に密着した「商い」は、伝統行事における品物の提供や売買によって成立する部分もあり、人と人のコミュニケーションを通じて「関わり合いの経済」で地域の文化を支えていたことも明らかとなった。

また、地域の高齢化などの福祉的課題に対して、拠点としての機能を活かし、生存のための購買を保障し、孤立を防ぐための接着剤としての機能も果たしていることが確認できた。例えば、ファーマーズマーケットなどの機能も果たし、高齢者などの役割づくりにも貢献していた。さらに、過去には集落で暮らす子どもたちの部活動における遠征費の補助、近年では、子どもの集う居場所機能も備え始めるなど、地域福祉機能を強化し始めていることも明らかになった。そして、本研究が今後の社会起業論の枠組みとなり得ると考える社会福祉内発的発展論においては、社会福祉・地域福祉と地域そのものの変革への内発的発展を開発していくための原理の一つとして、オイコス(集う場)を規定している。その意味で、共同売店が果たしている集い場・拠点は、オイコスとして、内発的発展を開発し、社会福祉・地域福祉を変革していく可能性を持つことが明らかになった。

共同売店をその歴史的意義も含めて地域福祉の立場から捉えなおし、地域福祉として持つべき社会起業論の視点を見出していこうとする試みはこれまでになく、上述したことをまとめた論文に関しては、査読付きの雑誌への投稿を視野に、現在再検討を試みているところである。

(3) 実証的研究の成果 : NPO

続いて、地域住民が当事者として福祉活動等を展開する社会的企業に対して、その諸活動が地域に与える影響も含め、参与観察やインタビュー調査等を用いて考察を行い、日本社会福祉

学会での報告に加え、「地域福祉としての社会起業の考察 事例を通じた地域福祉推進要因の検討」と題して論文を発表した。

そこで得られた地域福祉として社会起業を推進する意義は以下の2点であった。一つは、配分や調達の問題として論じられることの多い社会資源に関して、開発するという視点が重要であり、地域状況に合わせて社会資源を開発することが地域の変革につながることであった。調査対象とした社会的企業は、地域の福祉課題解決のために介護事業から子どもの支援事業まで多様な事業を展開していた。その事業展開は、閉鎖的であった地域の状況に、地域外からの人材の登用や連携などの開放性をもたらし、政治的な働きかけも伴うことによって自治的機能を醸成し、伝統的な文化活動なども絡めることによって、そこに住む人たちの存在の豊かさを高めていることも明らかとなった。

二つ目は、事業活動を通して、地域の雇用を生み出すことが地域の組織化につながることである。社会起業が資源を開発し、その過程で「雇用」が生まれることを通じて地域が組織化されるという視点は、従来の地域福祉にはなかった視点である。元来のコミュニティワークでは、参加や自治を通じた地域組織化が方法として提示されてきたが、「労働」も併せて検討する必要性を明らかにした。

地域福祉として社会起業を推進することは、地域に関わる多様なかわり方を創出することに繋がり、強いては地域における当事者性の多様性を生み出す源泉ともなる。これからの地域福祉においては、地域の基盤となる雇用や教育保障などの生活保障を改めて地域の中でつくり出すことが求められるのであり、そのためには、社会起業の手法を用いていくことが必要不可欠であることを明らかにした。

以上の理論研究ならびに実証的研究より、本研究では、地域福祉における社会起業論の座標として、以下の表2のように整理し、提起できると考える。

表2：地域福祉としての社会起業論に求められる座標

地域福祉の源流にあるアクション性を担保する新たな社会参加	情緒的な絆や関心などによる「連帯性」に基づく組織化から、存在の豊かさ、当事者性の多様性を生み出すことで、薄れた「地域性」を取り戻し、地域福祉が持つ権利を取り戻す機能を高めていくこと。
関わり合いの経済	「商い」=商品と貨幣の交換という枠組みではなく、それらを通じたコミュニケーションを生み出すものと捉えなおし、その動きを地域活動や課題解決へと結び付けていくこと。
「オイコス」としての居場所	社会的企業という場の形成が、その地域等のシステムに開放性をもたらす。そのことによって、社会的なつながりが新たに組み直され、内発的發展を開発する契機となり、地域福祉の変革へと結び付くこと。
生活保障と地域活動への参加の両立	労働を担保する雇用を生み出すことでの生活保障と、地域活動に参加する主体性との相補性を生み出していくこと。

一方で、今回の研究では、地域福祉にとって労働、雇用という視点を組み込むことの重要性を指摘することが出来たが、「市場」との関連性についての検討においては充分であったとは言えない。市場での再商品化を防ぐ必要性とその方向性については理論的に検討したが、実証的には今後もさらなる検証が必要である。また、今回は当初の研究の枠組みとして、社会起業のモデルを3つに区分して考えたが、調査の結果、それらは厳密に分けることは容易ではなく、むしろ状況によってその比重が変わってくるのが垣間見えた。その点に対する検討はまだ始まったばかりであり、継続した検討が求められると言えよう。そして、今回の調査では、地域の経済や文化、そして政治等への働きかけや力動を多少なりとも捉えることが出来たが、特に政治に対する働きかけ、行政との協働等に対しての部分についての検討は不十分であり、今後さらなる調査の実施と検討が必要であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 直島克樹、川本健太郎、柴田学、橋川健祐、竹内友章	4. 巻 28-2
2. 論文標題 地域福祉としての社会起業論に関する考察－労働・権利回復への視点と社会福祉内発的発展論の再評価－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 川崎医療福祉学会誌	6. 最初と最後の頁 345-357
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 竹内友章、直島克樹、川本健太郎、柴田学、橋川健祐	4. 巻 29-2
2. 論文標題 地域福祉としての社会起業の考察 事例を通じた地域福祉推進要因の検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 川崎医療福祉学会誌	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 柴田学、直島克樹、川本健太郎、橋川健祐、竹内友章
2. 発表標題 地域福祉としての社会起業の実践に関する－考察－A県共同売店の事例から－
3. 学会等名 日本地域福祉学会第32回大会（静岡・焼津大会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 竹内友章、直島克樹、川本健太郎、柴田学、橋川健祐
2. 発表標題 地域福祉としての社会起業論に関する考察－社会福祉内発的発展論を用いたNPO法人Dの事例をもとに－
3. 学会等名 日本社会福祉学会第66回秋季大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 直島克樹、川本健太郎、柴田学、橋川健祐、竹内友章
2. 発表標題 地域福祉としての社会起業論に関する考察－地域福祉における労働、権利回復への視点と社会福祉内発的発展論の再評価－
3. 学会等名 第65回日本社会福祉学会秋季大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	柴田 学 (SHIBATA Manabu) (20580666)	金城学院大学・人間科学部・准教授 (33905)	
研究分担者	橋川 健祐 (HASHIKAWA Kensuke) (40632691)	金城学院大学・人間科学部・講師 (33905)	
研究分担者	川本 健太郎 (KAWAMOTO Kentaro) (80580662)	立正大学・社会福祉学部・准教授 (32687)	
連携研究者	竹内 友章 (TAKEUCHI Tomoaki) (60755825)	東海大学・健康学部・助教 (32644)	